

記載要領

- 1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

- (1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「1」を届出者」

記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

- (2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「2」を記入

し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

- (3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「3」を記入

し、当該変更のあつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

- (4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「4」を記入

し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

- (5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「5」を記入

し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

- 2 「申請者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等しようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 3 「地方整備局長」「国土交通大臣」及び「般」については、不要のものを消すこと。
北海道開発局長 知事、知事、特

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 **7 2**「許可番号」の欄の「大臣」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1月0 1日**のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて

記入すること。

- 6 7 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ 又は ㇾ のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば 建設 〇 太郎 〇 〇 のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば 0 1月0 1日 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 7 7 4「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号口又は八関係）」の欄は、7 1「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号口又は八に該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号口の指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号八により認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当

「3」・・・・・・法第15条第2号八該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当

「6」・・・・・・法第15条第2号八該当（同号口と同等以上）

「8」・・・・・・法第7条第2号八及び法第15条第2号口該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号口又は八関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

- 8 7 5「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号八に該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。